

事務連絡
令和2年8月4日

指定障害児通所支援事業所 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課
事業指導支援班

沖縄県緊急事態宣言に伴う指定障害児通所支援事業所の対応について（補足）

みだしにつきまして、「沖縄県緊急事態宣言に伴う指定障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）」（令和2年7月31日付事務連絡）でお示しした内容に加え、下記についてご留意願います。
なお、下記に係る報酬算定につきましては、支給決定市町村への調整をお願いします。

記

- 「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業の対応について（その2）」（令和2年5月28日厚生労働省事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」（令和2年6月30日厚生労働省事務連絡）において、放課後等デイサービス等の障害児通所支援についての支給決定、報酬（電話等による代替的な支援による報酬を含む。）及び人員基準等の柔軟な取扱いは当面、継続することとされております。

※国通知文書につきましては、厚生労働省及び当課のホームページ等にてご確認をお願いします。

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班
TEL：098-866-2190